

第5章 地域生活支援事業

第1節 移動支援事業・日中一時支援・入浴サービス

第1項 移動支援事業

(1) サービスの概要

サービス名称	移動支援
サービス内容	単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。
対象者	【全身性障害者】 身体障害者手帳を所持し、 <u>下肢、体幹機能又は脳原性機能障害のため屋外での単独移動が困難な車イスを利用するかた</u>
	【視覚障害者】 身体障害者手帳を所持し、 <u>視覚障害のため屋外での単独移動が困難なかつ（※原則、同行援護対象者は除く）</u>
	【知的障害者】 次のいずれかに該当し、 <u>知的障害のため屋外での単独移動が困難なかつ</u> - 療育手帳を所持しているかた - 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けたかた
	【精神障害者】 次のいずれかに該当し、 <u>精神障害に起因する不安等から屋外での単独移動が困難なかつ</u> - 精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた - 自立支援医療（精神通院）を受給しているかた - 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）の交付を受けたかた - 精神障害を理由とする年金受給者

	【障害児】 小学校1年生以上で次のいずれかに該当し、<u>障害に起因する理由から屋外での単独移動が困難な児童</u>。ただし、小学校3年生までは保護者等が支援できない場合に限る。 ※「保護者等が支援できない場合」とは、保護者等が疾病、出産、事故等により支援できない場合を想定。 ※外出時に2人介助が必要な場合など、保護者が単独で移動の介助をすることが困難な場合も対象とする。 ・身体障害者手帳を所持しているかた ・療育手帳を所持しているかた ・知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けたかた ・精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた ・自立支援医療（精神通院）を受給しているかた ・医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害児であることが確認できる内容であること）の交付を受けたかた ※ 障害福祉サービスの受給対象者である難病等のかたは、身体障害者手帳の有無に関わらず、移動支援の対象とする（屋外での単独移動が困難な車イスを利用するかた）。 ※ 65歳以上のかたで新たに本事業が利用できるのは、全身性障害（両上肢、両下肢（又は体幹）のいずれにも障害）があり車イスを常時利用する肢体不自由1・2級のかた、又は同等のサービス提供が必要であると市長が認めるかたに限る。
支給単位	最小単位 30 分 以降 30 分（学校学童送迎を除く）
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護の支給決定者は併給不可。ただし、行動援護については、事業所の不足などにより当該サービスによる確保できないなど市がやむを得ないと認める場合には併給を認める（支給量は障害福祉サービスと合わせて標準支給量範囲内とする）。 ・施設入所支援の支給決定者は、帰省時の「施設と自宅との往復」「帰省時の外出」、及び生活介護の利用がない日（土日祝等）に限り「施設から目的地までの往復（施設発着の外出）」に利用が可能。ただし、入所施設において実施する行事、イベント等に伴う外出については利用不可。 ・短期入所利用中の移動支援利用は原則不可。
他制度との優先順位	重度訪問介護、同行援護、行動援護の対象者の場合、当該サービス優先。介護保険サービスによる外出が認められる場合は介護保険優先。

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量	
障害者 障害児（高校生）	40 時間／月
障害児（小・中学生）	20 時間／月

※市が特に必要と認める場合を除き、標準支給量を上限とする。

※2 人介助が必要と認められる場合は、2 人分の時間数を支給決定する。

※「学校学童送迎」については月当たり支給量は規定しない。

非定型基準	
障害者 障害児（高校生）	標準支給量＋特に必要と認める時間数
障害児（小・中学生）	標準支給量＋特に必要と認める時間数 （原則、40 時間／月を上限とする）

（標準時間数を超えて特に必要と認める場合）

①社会参加として必要と認められるもの（原則、当該月のみの増量での対応とする。）

a 国、地方自治体等へ招聘されて出席する会議等への出務

b 各種団体の役員等で各種団体の長からの依頼に基づき出席する会議・行事等

※団体からの出席依頼文の写し等、団体からの依頼・招聘された事実を証する書類の添付が必要

②障害、病気、その他の理由で家族による支援が困難な場合で、標準支給量以上の移動支援の利用が真に必要と認められるもの（原則、当該月のみの増量での対応とする。）

a 次のいずれも満たす場合

・ 障害特性上、常時見守り等が必要な場合

・ 重度訪問介護、行動援護、日中一時支援、短期入所等その他の障害福祉サービス等の活用を優先とするが、これらの利用が困難でやむを得ず移動支援を利用する場合

b 次のいずれも満たす場合

・ 強度行動障害のため外出先や外出時間がルーティン化しており、外出予定変更は大きなパニックになる等、外出時間の調整が困難な場合。

・ 行動援護の対象者であるが、行動援護の利用が困難な場合

(3) 実施方法

移動支援のサービス提供方法は、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類。

①個別支援型

1名の利用者に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

②グループ支援型

複数の利用者に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。(屋外でのグループワークや同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際に同時支援する方法です。)

◆一のグループ員数が3～5人で同時支援が可能な場合には、原則グループ支援になります。利用者に対する移動支援の安全性を第一としますので、利用者が6人以上となる場合には、別にグループを構成してください。

【グループ支援の算定ができる人数比】

	ヘルパー2人	ヘルパー3人
利用者3人	○	
利用者4人		○
利用者5人		○

◆同一地点からの出発・解散で算定します。集合場所までに個別対応の支援が必要な場合には別途通常の移動支援が利用できます。

(4) 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲については、公費によって提供されるサービスであることから、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものとする。

① 対象となる外出の範囲

移動支援の対象となる主な具体例については、次のとおり。

【ア. 社会生活上必要な外出】

外出内容	外出先の例
社会生活上必要な諸手続き	銀行、郵便局など
冠婚葬祭	結婚式、お通夜・お葬式など
会議・研修	会議・研修など（主催者等から参加依頼があったものに限る。）

【イ. 余暇活動等社会参加のための外出】

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場、図書館、演劇場、公園、寺社参拝など

体育施設等の利用	体育館、競技場、プール、ジムなど
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地など
買物	商店、デパート、ショッピングモールなど

- ※ ジム・プール等の施設内において、指導員等がマンツーマンで付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とする。
- ※ 移動支援事業所等が企画・主催するイベントについては、主催者側においてイベント中の対応をなすべきものであるため、原則、イベント会場への送迎のみを支援の対象とする。
- ※ 自宅出発、自宅終了を基本とする。

② 対象とならない外出の範囲

移動支援の対象とならない主な具体例については、次のとおり。

外出内容	外出理由
通院・官公署への手続き 相談支援事業所へのサービス利用相談 サービス事業所への相談・見学	障害福祉サービスの「通院等介助」が利用できるため。
通勤、営業活動、経済活動（収入を得る行為） 施設や小規模作業所への通所	通年かつ長期にわたる外出、経済活動に係る外出は支援できない。ただし、入所施設からの帰省時に限り「施設と自宅との往復」のために移動支援を利用することはできる。
学校（支援学校を除く。）への通園、通学	通年かつ長期にわたる外出は支援できない。ただし、保護者等が傷病、出産で介助できないときは、一時的な利用を認める（学校学童送迎）。
支援学校への通学、学童保育等への移動	通年かつ長期にわたる外出は支援できない。ただし、保護者等の状況（疾病、就労等）によっては一時的に学校、スクールバスのバス停、学童保育、自宅間の移動に限り利用を認める（学校学童送迎）。
日中活動の場、短期入所・日中一時支援事業所への移動	事業の実施主体（又は保護者等）による送迎を原則とする。
違法行為が伴う可能性がある場合 特定の思想の流布、布教活動 その他、公費での支援が適切でないもの	社会通念上適当でない外出は支援できない。

(5) 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担については、利用者の属する世帯（※）の所得状況による。

外出内容	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	無料	10%（※）
月額負担上限	0円	4,000円

※ 世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。

※ 学校学童送迎の場合は5%とする。

(6) 運用に対する考え方（サービスの内容）

① 移動支援の対象と考えられる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代筆、代読）
- ・ 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

② 移動支援に含まれないと考えられる事例

- ・ 病院等の待ち時間や長距離移動中など、具体的な支援を行う必要がない場合
- ・ 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

(7) 「Ⅰ類」「Ⅱ類」の判断基準

「身体介護を伴う場合」を「Ⅰ類」、「身体介護を伴わない場合」を「Ⅱ類」とする。なお、この区分は報酬上の区分であり、実際にサービス提供できる内容に違いはない。

＜判断基準＞

●Ⅰ類：基準表のうち次の1～2のいずれかに該当するかた

1 「日常生活等」において、2項目以上が1群であるかた

2 「日常生活等」において、2項目以上（排尿又は排便のいずれかを含むこと）が1群又は2群に該当し、かつ「行動障害」において、7項目以上が1群であるかた

●Ⅱ類：上記以外のかた

<基準表>

※判断項目については障害支援区分「認定調査員マニュアル」に基づき行う。

区分	判断項目				
				1群	2群
日常生活等	①	(1-4)	移乗	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援
	②	(1-8)	歩行	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援 ☐ 見守り等の支援
	③	(1-9)	移動	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援
	④	(2-1)	食事摂取	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援
	⑤	(2-4)	排尿	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援
	⑥	(2-5)	排便	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援
	⑦	(2-11)	危険の認識	☐ 全面的な支援	☐ 部分的な支援
行動障害	⑧	(4-3)	感情が不安定	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上	☐ 月に1回以上
	⑨	(4-4)	昼夜逆転	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上	☐ 月に1回以上
	⑩	(4-5)	暴言暴行	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上	☐ 月に1回以上
	⑪	(4-12)	一人で出たがる	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上	☐ 月に1回以上
	⑫	(4-15)	不潔行為	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上	☐ 月に1回以上
	⑬	(4-18)	こだわり	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に1回以上	☐ 月に1回以上
	⑭	(4-19)	多動・行動停止	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上
	⑮	(4-20)	不安定な行動	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上
	⑯	(4-21)	自らを傷つける行為	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上
	⑰	(4-22)	他人を傷つける行為	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上
	⑱	(4-23)	不適切な行為	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上
	⑲	(4-24)	突発的行動	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上
	⑳	(4-25)	過食・反すう等	☐ ほぼ毎日	☐ 週に1回以上

(8) その他留意事項

- ① 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど外出先においてヘルパーが付き添っていない時間や、ヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となる。
- ② 身体的特徴や行動面において、ヘルパー2人対応が必要であると認められる下記に該当するかについては、2人介護対象者としての認定を行う。二人介護を受けた時間数及び利用料については、2人分生じる。
 - ・ 利用者の身体的理由により一人の介護従業者による介護が困難と認められる場合
 - ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 - ・ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合
- ③ 支給時間数の決定については、標準時間を基準に、利用目的等の聴き取り調査を経て月ごとに決定する。その後の利用状況の変化等により支給時間数の変更申請をすることができますが、支給時間数を超えて利用した後の変更申請は認められない。
- ④ 利用にあたっては移動支援事業所との契約が必要となる。市より決定を受けた支給時間数の範囲内で契約を行うものとする。支給時間数の範囲内であれば、複数の移動支援事業所と契約することもできる。

(9) 移動支援に関する Q&A

(Q1) 施設入所者の移動支援

●施設に入所しているかたが移動支援を利用することは可能ですか？

(A) 帰省時の「施設と自宅との往復」「帰省時の外出」のために移動支援を利用することができます。また、生活介護の利用がない日（土日祝等）に限り、「施設から目的地までの往復（施設発着の外出）」にも移動支援を利用することができます。ただし、施設が実施する行事、イベント等に伴う外出については利用できません。

(Q2) 旅行中における移動支援の利用

●旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか

(A) 旅行中であっても移動支援を利用することができます。また、宿泊を伴う場合も利用することができます。サービス内容については、障害福祉サービスの「同行援護」に準じています。

【参考：厚生労働省 同行援護に係る Q&A】

Q: 宿泊を伴う利用については、対象として差し支えないか。

A: 対象として差し支えない。

外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。ただし、就寝中等サービス提供を行っていない時間については、報酬算定されないことに留意されたい。

(Q3) プールでの利用

●移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか？

(A) 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や危険回避のために必要な支援です。したがって、プール内であっても上記のような支援を行った場合は対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象にはなりません。

(Q4) 入院中の利用

●入院中許可を受けて帰宅する場合、病院と自宅間との往復のために移動支援を利用できますか？

(A) 利用できます。ただし、病院と自宅以外の間との往復については利用できません。

(Q5) 車の利用

●移動時の手段として、移動支援事業者が保有又は使用する自動車又はヘルパーの自家用車を利用することはできますか？

(A) ヘルパー自身が運転する自動車での移動は認めません。移動支援において移動手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー、福祉有償運送、家族の運転する車等を想定しており、ヘルパーは乗降時の介助、乗車中の見守り、姿勢保持の介助等を、常に安全に行うよう努めてください。

(Q6) 家族がヘルパーとして支援を行う場合

●利用者の家族が、ガイドヘルパー移動支援従業者として当該利用者の移動支援に従事することはできますか？

(A) 家族による支援であって、移動支援として認めることはできません。

(Q7) 通所施設への送迎

●通所施設への送迎には利用できないとありますが、通所施設での活動終了後、当該施設を起点として買物に行き、帰宅するための移動支援の利用は可能ですか？

(A) 原則として、通年かつ長期の利用である通所施設からの帰りに、移動支援を利用することはできませんが、臨時的に特段の事情がある場合には利用を認める場合もあります。くれぐれも「寄り道すれば通所施設からの帰路に利用できる」といった誤解を招かないように留意してください。

(Q8) ヘルパーの交通費

●ヘルパーの交通費は誰が負担するのですか？

(A) 利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がヘルパー分を負担します。

(Q9) ヘルパーの食事費用

●ヘルパーの食事費用は誰が負担するのですか？

(A) 原則、ヘルパー自身が負担します。ただし、ディナー・高級料亭等の食事に同席し、一緒に食べることを利用者が希望した場合については利用者の負担となります。

(Q10) ヘルパーの入場料等

●ヘルパーの観劇・映画・コンサート等の入場料は誰が負担するのですか？

(A) 送迎のみの支援が望ましいですが、場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者の負担となります。

(Q11) 年齢による利用制限

●障害児が移動支援を利用できますか？

(A) 小学校1年生以上の児童（小学校3年生までは保護者等が支援できない場合に限る）は移動支援を利用できます。ただし、障害の有無に関わらず単独での外出が見込まれない場合や年齢による入場制限が設けられている施設については、移動支援の対象にはなりません。（障害の有無に関わらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではありません。）

Q12) 事業者主催の行事

●サービス提供事業者等が企画、主催する旅行、余暇活動等に参加する場合、移動支援を利用することができますか？

(A) 利用できません。

Q13) 自転車での併走

●利用者が自転車を使用する場合に、自転車での併走はできますか？

(A) 安全確保の面から、利用者が自転車に乗って移動することを原則として認めていません。

第2項 日中一時支援

(1) サービスの概要

サービス名称	日中一時支援
サービス内容	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る。
対象者	市内に居住する障害者等で日中において監護する者がいないため、一時的な見守り等の支援が必要な障害者及び障害児
支給単位	1日（最小単位0.25日）
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・療養介護、施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	・医療的ケア児者で、医療型短期入所、福祉型強化特定短期入所において日中のみの指定短期入所の利用が可能な場合は、短期入所を優先とする。 ・日中活動サービスを同一敷地内で提供している事業所において、日中活動サービスと日中一時支援を連続して利用する場合は、原則、日中一時支援サービスではなく障害福祉サービスでの対応を優先とする。

(2) 標準支給量・非定型基準

標準支給量	
具体的な利用予定がない場合（緊急用）	4日／月
具体的な利用予定がある場合	10日／月

非定型基準	
具体的な利用予定がある場合	15日／月
利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合	必要日数

※ 障害福祉サービスの短期入所を申請する場合は、短期入所の支給量と合わせた日数で判断する（短期入所を申請しない場合は、日中一時支援の日数のみ）

(3) 運用に対する考え方

- ・支給決定量は介護給付費「短期入所」と合わせての支給量としていたが、利用期間の開始日が令和7年4月1日以降となる利用決定分から順次、「日中一時支援」単独での支給決定量の取扱いとする。（「日中一時支援」の利用意向がない場合は申請不要。）
- ・支給量の換算は以下のとおりとする。

1回当たりの利用時間	換算日数
4時間未満	0.25日
4時間以上8時間未満	0.5日
8時間以上12時間未満	0.75日

第3項 入浴サービス

(1) サービスの概要

サービス名称	入浴サービス
サービス内容	施設において又は居宅への訪問により入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
対象者	次のいずれにも該当する者 ① 下肢又は体幹機能障害により障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者（18歳未満の者であっても成人と同様の体格である者を含む。）又はこれに準じる者として市長が認めた者 ② 常時臥床し、又は食事、排せつ、衣服の着脱、寝起き等日常生活の大半を介護によらなければならない状態にある者 ③ 居宅やグループホームにおいて、家族又はホームヘルプサービス等他の施策による介護者の介助をもってしても身体的条件により入浴が困難な者 ④ 介護保険法に基づく要介護及び要支援の認定を受けていない者
支給単位	1回
支給量	必要量（標準支給量あり）
他制度との併給	・療養介護、施設入所支援は併給不可。
他制度との優先順位	・生活介護など障害福祉サービスによる入浴優先。 ・介護保険の要介護及び要支援の認定を受けている場合は利用不可。

(2) 標準支給量

標準支給量
15回／月以内

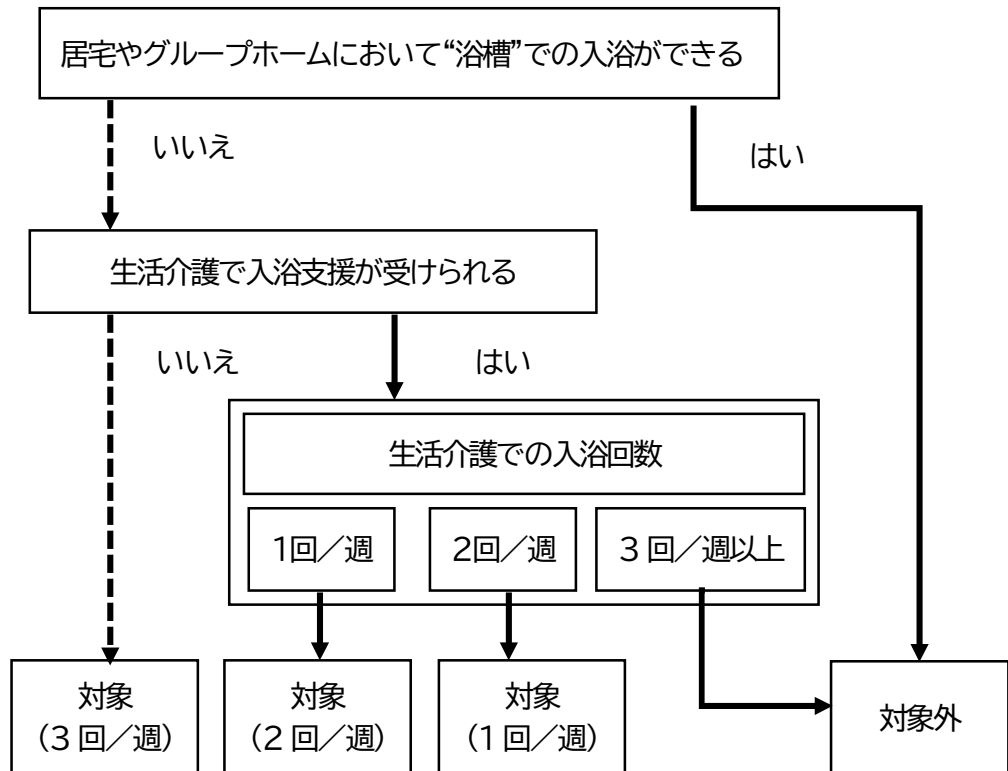
※ 施設入浴、訪問入浴サービスと合わせて週3回を上限とする。

※ 生活介護など障害福祉サービスによる入浴を優先し、生活介護との併給の場合は、生活介護での入浴と合わせて週3回までとする（生活介護において週3回以上入浴支援を受けている場合は対象外。

(3) 運用に対する考え方

- ・生活介護など障害福祉サービスにおける入浴が可能な場合は障害福祉サービスを優先する。
- ・居宅やグループホームにおいて「身体的条件により入浴が困難な者」とは、身体的条件により「浴槽での入浴」が困難な場合とする。よって、シャワーチェア等を利用したシャワー浴は可能であるが、浴槽での入浴は困難な者は、入浴サービスの対象者に含まれる（シャワー浴は入浴回数には計上しない）。

<入浴サービス利用回数判断フロー>



第 2 節 その他のサービス

次のサービスの概要、対象者については障害福祉室に相談すること

- (1) 入院時コミュニケーション支援事業
- (2) 重度障害者等就労支援特別事業
- (3) 重度訪問介護利用者等大学等修学支援